

せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り



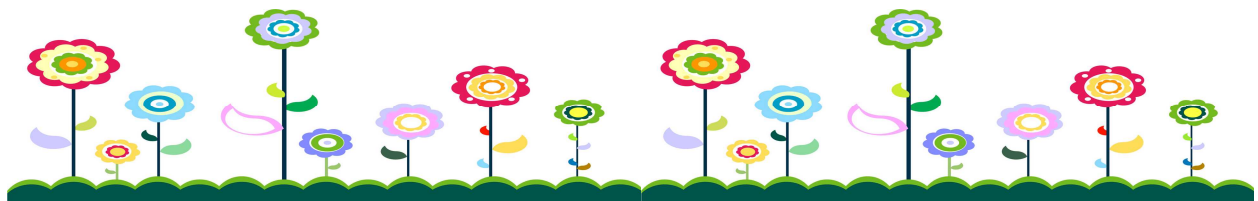
とし しゅうにゅう
年をとって、収 入 がない

びょうき しょう はたら
病気や 障 がいで、働 けない

しゅうにゅう すく せいかつ
収 入 が少なく、生 活 できない

しゅうにゅう すく いりようひ しはら こま
収 入 が少なく、医 療 費 の支 払 いに 困 っている

このような方は、みんせいいいん 民生委員、し ふくしじむしょ そうだん みどり市福祉事務所に相談してください。



み ど り 市

目 次

●生活保護とは	1
●保護を受けることは国民の権利です	1
●保護を受けるうえで必要なこと、優先すること	2
●保護を受けるまでの手続きは	3
●保護はこんなとき受けられます	4
●最低生活費とは	4
●収入とは	4
●保護の種類は	5
●保護受給中に減額・免除されるもの	6
●権利として保障されること	6
●保護受給中に守っていただくこと	7
●次のようなときは、すぐ届け出てください	7
●保護費の返還	8
●次のようなときは、相談してください	8
●医療機関などにかかるときは	9
●民生委員とケースワーカー	10
●生活保護の実施機関(福祉事務所)一覧表	12

生活保護とは

人生100年時代。一生のうちには、よいとき、わるいとき、いろいろなことがあります。
けがをしたり、仕事をなくしたりして生活が苦しいとき、病気になり医療費の支払いに困るとき、
年をとって収入が少なく生活が苦しいときなど……。

生活保護とは、そのようなときに自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる手をつくしても、
なお生活ができない場合に、国の基準に従い、お金や物を支給することで、あなたのご家庭（世帯）
の最低限度の生活を保障するとともに、自立※した生活を送れるよう支援する制度です。

※自立とは…大きく分けて「3つの自立」があり、利用者に合わせた支援を行います。

○日常生活自立 心身の健康を回復・維持し、自分で自分の健康や生活管理を行うなど、日常

生活において自立した生活を送ること

○社会生活自立 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送る
こと

○経済的自立 就労することなどにより、自身の収入で生活を送ること

保護を受けることは国民の権利です

日本国憲法第25条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有
する」と定めており、私たちは誰でも、生活に困ったときは、生活保護法の定める条件のもとで、
権利として生活保護を受けることができます。

生活にお困りの方は、お近くの民生委員、みどり市福祉事務所にぜひ相談してください。ともに
考え、できるかぎりの援助をします。

この「しおり」は、生活保護制度についてわかりやすく説明したものです。

よく読んで制度についての理解を深めてください。

ほごう 保護を受けるうえで必要なこと、優先すること

- ◎ あなたやあなたの家族で、働ける人は能力に応じて働いてください。
- ◎ 保有する現金や預貯金は活用してください。
- ◎ 生命保険（学資保険を含む）に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用する必要があります。ただし、保険料や返戻金が少額であれば保有が認められる場合があります。なお、解約前に福祉事務所に相談してください。
- ◎ 社会保障制度（国民年金、厚生年金、障害年金、企業年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険、障害者総合支援法など）を活用してください。
- ◎ 自動車の保有は原則として認められません。また、他人名義の自動車を使用することも認められません。ただし、障がいをお持ちの方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域にお住まいの方の通院・通勤などに必要な場合には、自動車の保有が認められる場合があります。
- ◎ 貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあててください。
- ◎ 居住している土地、家屋の保有は認められますが、処分価値が著しく大きい場合は処分して活用していただく場合があります。なお、利用していない、土地、家屋などの資産は、原則として処分するなど活用してください。また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（住み慣れた自宅に住み続けたい高齢の方に、土地・建物を担保として、生活資金を貸し付ける制度。リバースモーゲージともいう。）を活用できる場合は、活用してください。
- ◎ そのほかの資産についても、原則は活用していただく必要がありますが、価値が乏しく利用する意味があるなどの場合に、一定の条件のもとで保有を認められるものもあります（原付など）。
- ◎ 暴力団員に対しては、生活保護は適用されません。
- ◎ 扶養義務者の扶養（親、兄弟姉妹、子ども等からの援助）を受けられる場合は、生活保護に優先して受けてください。なお、扶養は可能な範囲で援助を受けていただくものであって、援助可能な扶養義務者がいることによって、生活保護が申請できないということにはなりません。
- ◎ 民法に定められた扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）か、そうなる可能性が高い方には、どの程度の援助が受けられるかについて、申請後に調査を行います。そのために、まずは申請された方から、扶養義務者との関係性や、扶養義務の履行の可能性について聞き取りを行いますので、扶養義務の履行が期待できないときや、調査に支障がある場合には相談ください。なお、DVや虐待など、照会により自立を阻害することになる場合は、照会を行いません。

★このページのくわしい内容については、みどり市福祉事務所（12ページ参照）におたずねください。

保護を受けるまでの手続きは

そう だん
相 談

生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、お住まいの地域の民生委員、みどり市福祉事務所に相談してください。

しん せい
申 請

みどり市福祉事務所で申請手続きをしてください。
原則として本人による申請が必要ですが、事情により本人が申請することができないときは、扶養義務者や同居の親族による申請も可能です。

ちょう さ
調 査

申請されますと、みどり市福祉事務所のケースワーカーがあなたのお宅にお伺いするなどして調査させていただきます。

● 調査する主なことは

☆家族の収入がどれくらいか。

☆さしあたって、暮らしに必要なない資産を活用する方法はないか。

☆働くことができる方は、収入を得られる道はないか。

☆病気や障がいの状況はどうか。

☆親、兄弟姉妹、子どもから援助は受けられないか。

☆年金、手当などの給付は受けられないか。 などです。

そのほか、必要に応じて関係機関(官公署、金融機関、保険会社など)の調査をします。

けつ てい
決 定

調査にもとづき、国が定めている基準をもとに計算したあなたの世帯の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。

※ くわしくは、次のページで説明しています。

つう ち
通 知

保護が受けられる場合 … あなたに保護開始決定通知書をお渡しします。

保護が受けられない場合 … あなたに保護申請却下通知書をお渡しします。

※ 保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内(調査に時間を要した時は30日以内)に通知します。

稼働能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。しかし、病気や障がい、その他の理由により働くことが難しい方は、通院・治療や生活の安定などを優先します。

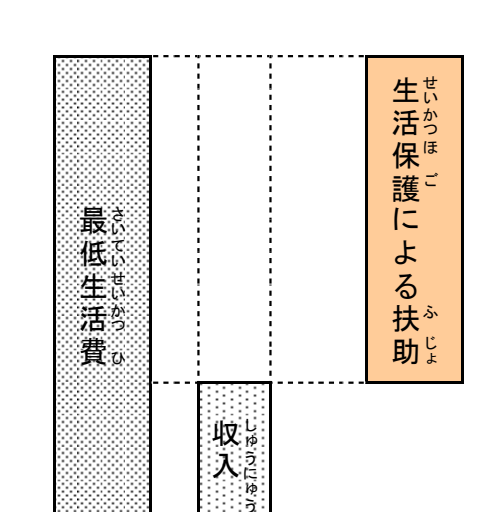
なお、求職活動にあたっては、職業訓練などの支援があります。また、履歴書作成など支援が必要な場合には、まずはケースワーカーに相談ください。

保護はこのようなときに受けられます

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

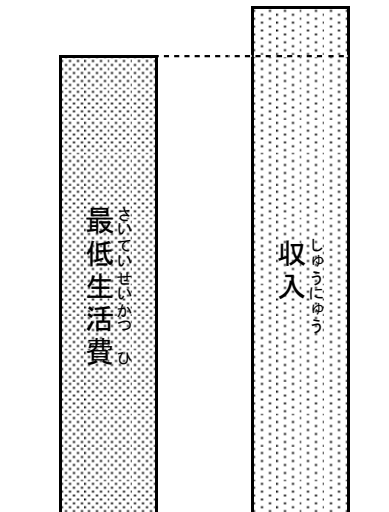
【保護が受けられる場合】

収入が最低生活費を下回る場合は、その不足分が生活保護費として支給されます。



【保護が受けられない場合】

収入が最低生活費を上回る場合、生活保護は受けられません。



● 最低生活費とは

あなたの世帯の人数、年齢、住んでいる地域などをもとに、国で定めた基準により計算した1カ月分の生活費です。

● 収入とは

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当など他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

保 護 の 種 類 は

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。

一定の支給条件があったり、事前申請が必要なものもあったりするため、事前に相談してください。



生活扶助……食べるもの、着るもの、電気・ガス・水道などの日常生活の暮らしための費用、

保護開始時にないエアコンの購入や、引っ越しなどの費用。11月から3

月までは冬季加算があるほか、特別な需要がある方には、次のような加算

があります。児童養育加算（高校生以下の子を養育する方）、母子加算（ひ

と親世帯など）、障害者加算（重度の障害者など）

基本的な生活扶助費は、1ヶ月分が毎月5日頃に、原則として銀行振り

込みで支給されます。臨時の出費にも対応できるよう、計画的な消費に

努めてください。



住宅扶助……家賃、地代や住宅の補修、敷金などの費用



教育扶助……学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育のための費用

小・中学校の入学準備のための費用



医療扶助……病気やけがのため医者にかかる費用（保険適用の範囲内）

治療材料（眼鏡・コルセットなど）や施術、通院移送の費用



介護扶助……介護サービスの利用、住宅改修や福祉用具購入の費用



出産扶助……お産をするための費用（出産準備も含む）



生業扶助……仕事につくための費用、技能や技術を習得するための費用、

高等学校の就学費用（クラブ活動の費用を含む）



葬祭扶助……葬祭の費用

そのほかにも、臨時的に必要な費用を支給することができる場合があります。

ほ ご じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの

つぎ ひょう せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ たいしょう
次のような費用は、生活保護受給中は減額または免除の対象となりますので、みどり
し ふく し じ む し ょ
市福祉事務所におたずねください。

- こくみんねんきん ほ けんりょう
国民年金の保険料
- ほ いく えん ほ いく りょう
保育園の保育料
- エヌエイチケー じゅしんりょう
NHKの受信料
- こていしさんぜい
固定資産税
- しちょうそんみんぜい けんみんぜい
市町村民税・県民税

けん り ほ しょう 権利として保障されること

- ① せいとう りゅう ほ ご ひ へ ほ ご う
正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ② ほ ご ひ せいかつ ほ ご しきゅう ぜいきん さ お
保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ③ ふくしじむしょ ほ ご しんせい きやっか ほ ご へんこう ていし はいし けつてい
福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定
に不服があるときは、けつてい
決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内にけんちじ
に対してふふく もう た しんさせいきゅう
不服の申し立て（審査請求）をすることができます。



ほ ご じゅきゆうちゆう まも 保護受給中に守っていただくこと

- 1 生活の無駄をなくし、生活の維持向上に努めてください。
 - 2 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。
 - 3 病気の人は、早く治るよう治療を受けてください。
 - 4 生活保護を受ける権利を他人にゆずることはできません。
 - 5 収入申告書は、収入がなくとも定期的に提出してください。
- あなたの生活の維持、向上その他保護の目的達成のために最低限度必要な指導・指示をしたときは、それを守ってください。

※正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、やむを得ず生活保護の変更・停止・廃止をする場合があります。

つぎ 次のようなときは、すぐ届け出てください

- 1 家族が増えるとき、減ったとき
- 2 収入があったとき、増えたとき、また減ったとき
(高校生のアルバイト収入など、世帯主以外の方の収入も届け出る義務があります。)
※正しく申告すれば、収入認定しない取扱いや控除をできる場合があります。
特に高校生のアルバイト収入は、控除があるほか、修学旅行や進学にかかる費用などに使える場合もあります。アルバイトをするときは事前に相談してください。
- 3 家賃が変わるとき
- 4 仕事についたり、仕事が変わったり、仕事をやめたとき
- 5 健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき
- 6 年金や手当を受けるようになったとき、受けられなくなったとき
- 7 医療機関にかかるとき、かからなくなったとき
- 8 交通事故などの災害にあったとき
- 9 引っ越しをしようとするとき
- 10 長く家をあけるときのとき
- 11 その他、生活の状況が変わったとき

※届け出が遅れたり、間違った届け出をしたため、余分に生活保護のお金や品物を受けたときは、その分を返していただくことになります。

保 護 費 の 返 還

さしせまった事 情 のため、資 力 があるにもかかわらず生活保護を受けた場合、または、いろいろな事 情 で保護費に払いすぎが生 じた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費を含みます）を返していただく必要があります。

たとえば次のような場合です。

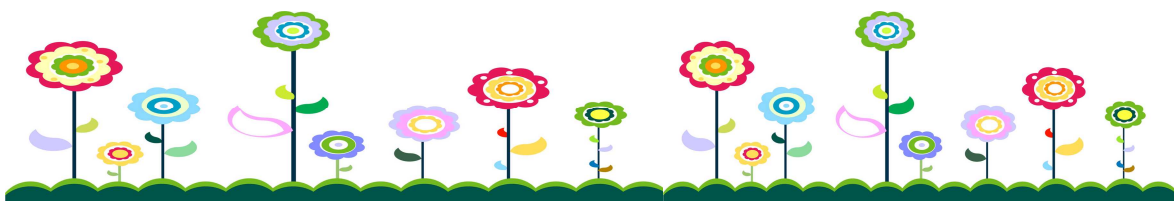
- ① 働 いていることや給 料 などの収 入 を申告していなかったとき（高校生のアルバイト収入なども含みます。）
- ② 保有を認められない資産を売 却 したとき
- ③ 生命保険の解約返戻金や保険金を受けとったとき
- ④ 各種の年金、手当をさかのぼって受けとったとき
- ⑤ 交通事故等の示談金・補償金等を受けとったとき

※世帯の自立の観点から、一部が返還額から控除される場合もあります。

※ 事実と違う申請をしたり、収 入 申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

つぎ 次のようなときは、相談してください

- 1 妊娠したとき 子 どもが生まれたとき
- 2 働 くために技術習得を必要とするとき
- 3 葬祭を行 うとき
- 4 介護用おむつが必要なとき
- 5 転居が必要なとき
- 6 特別に交通費が必要なとき
- 7 小・中学校の入学準備費用が必要なとき
- 8 治療用具が必要なとき
- 9 その他、何か困ったことがあるとき



医療機関などにかかるときは

- 1 病院・医院にかかるときは、「診療依頼書」が必要です。印鑑を持ってみどり市福祉事務所に
おいでください。
発行された「診療依頼書」を病院・医院に提出して受診してください。
- 2 健康保険を使える方も同様に「診療依頼書」の交付を受けて、保険証をそえて病院・医
院に提出して受診してください。
- 3 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院で受診してください。
- 4 柔道整復（接骨院）、あん摩・マッサージ、はり・きゅうにかかる場合は、事前にケースワ
ーカーに相談してください。
- 5 休日や夜間などに急病で受診するときは、みどり市福祉事務所から交付された「保護決定
通知書」などにより保護を受けていることを窓口で説明して受診してください。
なお、この場合は、後日、みどり市福祉事務所に連絡してください。
- 6 修学旅行や林間学校・臨海学校など学校行事に参加するときは、みどり市福祉事務所で
修学旅行等用の受給者証を交付します。学校からの通知をそえて申し出てください。
- 7 その他
 - ☆ 「診療依頼書」をみどり市福祉事務所に取りに来られないときは、必ずケースワーカーに
連絡してください。
 - ☆ 健康診断を受けるときや診断書が必要なときは、ケースワーカーに相談してください。
 - ☆ 病気が治り受診しなくなったら必ず届け出てください。

国民健康保険に加入している方が生活保護を受けることになった場合、医療費は生活保護から
の全額給付となりますので、保険証をみどり市に返還してください。

みんせいいいん

民生委員とケースワーカー

● 民生委員

みんせいいいん ふくしじむしょ せいかつほご うひと やく
民生委員は、福祉事務所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。

せいかつ こま かた なや かたがた そうだんあいて ひつよう じょげん
生活に困った方や悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。

ひみつ まも あんしん そうだん
秘密を守りますので安心して相談してください。

● ケースワーカー

ふくしじむしょ かていほうもん せいかつじょうきょう き
福祉事務所のケースワーカーは、家庭訪問などをして生活状況をお聞きしたり、生活保護の決定に必要な調査を行ったり、自分の力で生活できるよう
じょげん しどう おこな
助言や指導を行います。

かてい ほうもん ふざい ばあい れんらくひょう
あなたの家庭を訪問したときに、あなたが不在の場合は連絡票をおくことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

ひみつ まも なに こま そうだん
秘密を守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら相談してください。



メ

毛

This image shows a blank sheet of white paper designed for handwriting practice. It features a series of horizontal dashed lines spaced evenly down the page. A single solid black line runs horizontally across the top of the page, just below the header area. The rest of the page is left empty for writing.

せい かつ ほ ご じっ し き かん ふく し じ む しょ いち らん ひょう
生活保護の実施機関(福祉事務所)一覧表

し ぶ しふく し じ む しょ しやくしよ ぐんぶ けん ほけん ふく し じ む しょ かんかつ
市部は市福祉事務所(市役所)、郡部は県(保健)福祉事務所が管轄となります。

	福祉事務所名	所在地	電話番号	生活保護所管区域
市福祉事務所(市役所)	みどり市福祉事務所 (みどり市社会福祉課)	379-2395 みどり市笠懸町鹿2952	(0277) 76-2111 直通(0277)76-0975	みどり市内全域
	前橋市福祉事務所 (前橋市社会福祉課)	371-8601 前橋市大手町2-12-1	(027) 224-1111	前橋市内全域
	高崎市福祉事務所 (高崎市社会福祉課)	370-8501 高崎市高松町35-1	(027) 321-1111	高崎市内全域
	桐生市福祉事務所 (桐生市福祉課)	376-8501 桐生市織姫町1-1	(0277) 46-1111	桐生市内全域
	伊勢崎市福祉事務所 (伊勢崎市社会福祉課)	372-8501 伊勢崎市今泉町2-410	(0270) 24-5111	伊勢崎市内全域
	太田市福祉事務所 (太田市社会支援課)	373-8718 太田市浜町2-35	(0276) 47-1111	太田市内全域
	沼田市福祉事務所 (沼田市社会福祉課)	378-8501 沼田市下之町888	(0278) 23-2111	沼田市内全域
	館林市福祉事務所 (館林市社会福祉課)	374-8501 館林市城町1-1	(0276) 72-4111	館林市内全域
	渋川市福祉事務所 (渋川市地域包括ケア課)	377-8501 渋川市石原80	(0279) 22-2111	渋川市内全域
	藤岡市福祉事務所 (藤岡市福祉課)	375-8601 藤岡市中栗須327	(0274) 22-1211	藤岡市内全域
	富岡市福祉事務所 (富岡市福祉課)	370-2392 富岡市富岡1460-1	(0274) 62-1511	富岡市内全域
	安中市福祉事務所 (安中市福祉課)	379-0192 安中市安中1-23-13	(027) 382-1111	安中市内全域
県(保健)福祉事務所	伊勢崎保健福祉事務所	372-0024 伊勢崎市下植木町499	(0270) 25-5570	榛東村、吉岡町、玉村町
	富岡保健福祉事務所	370-2454 富岡市田島343-1	(0274) 62-1541	上野村、神流町、下仁田町 南牧村、甘楽町
	吾妻保健福祉事務所	377-0425 中之条町西中之条183-1	(0279) 75-3303	中之条町、長野原町、 嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町
	利根沼田保健福祉事務所	378-0031 沼田市薄根町4412	(0278) 23-2185	片品村、川場村 昭和村、みなかみ町
	館林保健福祉事務所	374-0066 館林市大街道1-2-25	(0276) 72-3230	板倉町、明和町 千代田町、大泉町、邑楽町